

2

相続税の計算方法

相続税の計算例

<前提>

- ◆相続開始 平成 26 年 4 月
- ◆相続人は配偶者、長男、長女の 3 人
- ◆遺産の総額 5 億円
このうち、1 億 5,000 万円は、居住用宅地（300m²）の額です。
- ◆債務および葬式費用は、ないものとします。
- ◆財産の分割は法定相続分によるものとします。

<計算>

(1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

次の算式によって計算します。

小規模宅地等として選択した宅地等の地積……300m²のうち 240m²
小規模宅地等について減額される金額

$$1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} \times \frac{240\text{m}^2}{300\text{m}^2} \times 80\% = 9,600 \text{ 万円}$$

宅地について相続税の課税価格に算入する価額

$$1 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円} - 9,600 \text{ 万円} = 5,400 \text{ 万円}$$

コラム 小規模宅地の特例

相続する宅地で、被相続人が住んでいた土地等には下表のように評価額を減額する特例があります。

① 住宅用地の減額

被相続人が住んでいた家屋を配偶者や同居していた子等が相続し、引続き居住する場合には、その住宅用地の評価額は80%減額されます。

② 事業用地の減額

被相続人が営んでいた事業を相続人等が引続き営む場合には、一定要件のもと、その事業用地の評価額は80%減額されます。

③ アパート用地等の減額

アパートや賃貸マンション等の貸付用建物の敷地や、一定の駐車場用にしていた土地の評価額は50%減額されます。

特定居住用宅地等	240㎡まで（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続等からは 330㎡まで）	80%減額
特定事業用宅地等	400㎡まで	80%減額
貸付事業用宅地等	200㎡まで	50%減額

※平成 27 年 1 月 1 日以後の相続等については、特定居住用宅地等と特定事業用宅地等の併用（最大 730㎡まで）が可能です。

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。

(2) 相続税の総額の計算

① 課税価格の合計額

$$3億5,000万円 + (1億5,000万円 - 9,600万円) = 4億400万円$$

② 遺産に係る基礎控除額

$$5,000万円 + 1,000万円 \times 3人 = 8,000万円$$

③ 課税遺産総額

$$4億400万円 - 8,000万円 = 3億2,400万円$$

④ 各相続人の法定相続分は次のとおりとなります。

$$\text{配偶者} \quad \frac{1}{2}$$

$$\text{長男} \quad \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$$

$$\text{長女} \quad \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$$

⑤ 法定相続分により取得したとした場合の取得金額およびこれに対する各相続人ごとの相続税額

$$\text{配偶者} \quad 1億6,200万円 \times 40\% - 1,700万円 = 4,780万円$$

$$\text{長男} \quad 8,100万円 \times 30\% - 700万円 = 1,730万円$$

$$\text{長女} \quad 8,100万円 \times 30\% - 700万円 = 1,730万円$$

⑥ 相続税の総額

$$4,780万円 + 1,730万円 + 1,730万円 = 8,240万円$$

(3) 各相続人の算出税額の計算

$$\text{配偶者} \quad 8,240万円 \times \frac{1}{2} = 4,120万円$$

$$\text{長男} \quad 8,240万円 \times \frac{1}{4} = 2,060万円$$

$$\text{長女} \quad 8,240万円 \times \frac{1}{4} = 2,060万円$$

(4) 配偶者の税額軽減額は、次の算式によって計算します。

$$8,240万円 \times \frac{1}{2} = 4,120万円$$

各相続人の納付納税額は、次のとおりになります。

$$\text{配偶者} \quad 4,120万円 - 4,120万円 = 0$$

$$\text{長男} \quad 2,060万円$$

$$\text{長女} \quad 2,060万円$$

※平成27年1月1日以後は税率が変更になる区分がありますのでご注意ください。

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。